



令和4年度第2回神奈川県保健医療計画推進会議 資料10

報告：外来機能報告制度について

目次

本資料で、外来機能報告制度における“地域の協議の場”における協議の進め方について説明させていただきます。

1. 制度の概要について（前回報告のまとめ）

2. 協議の進め方について

3. 今後のスケジュールについて

1. 制度の概要について（外来機能報告）

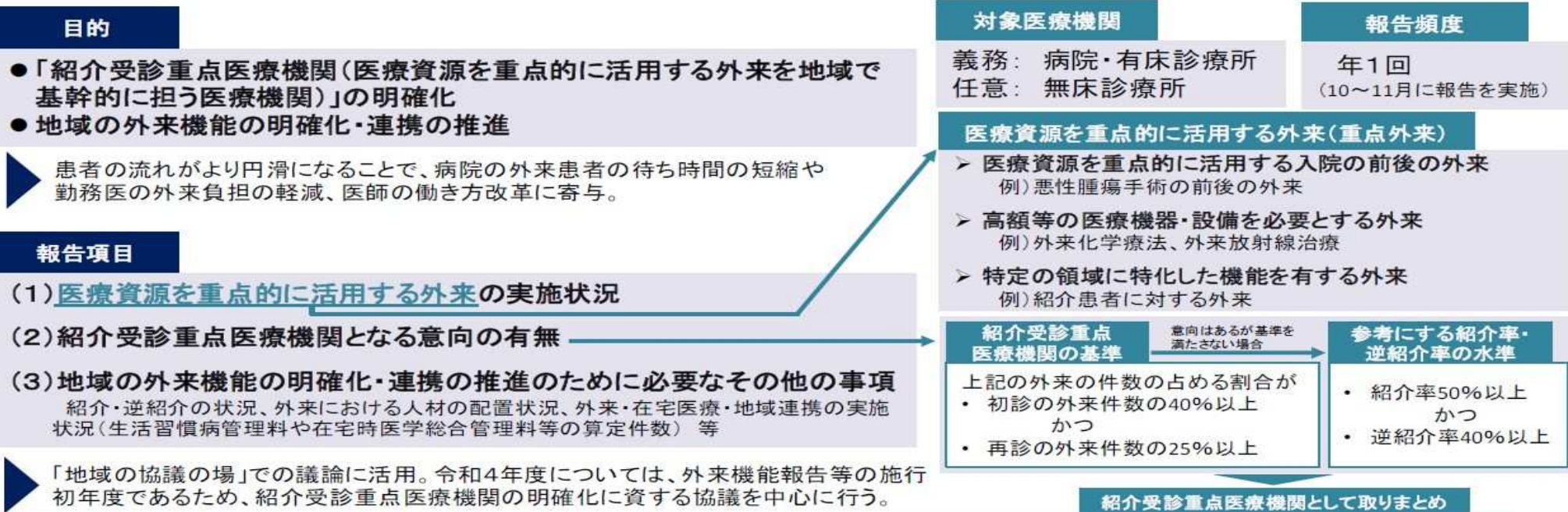
令和4年7月20日
第10回第8次医療計画等に関する検討会
資料2抜粋

医療法第30条の18の2及び第30条の18の3の規定に基づき、**地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため**、医療機関の管理者が**外来医療の実施状況等を都道府県知事に報告をするもの**。令和3年5月に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第49号）が成立・公布され、医療法に新たに規定された（令和4年4月1日施行）。

参考：医療法（一部抜粋）

第30条の18の2 **病床機能報告対象病院等であつて外来医療を提供するもの**（以下この条において「**外来機能報告対象病院等**」という。）の**管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため**、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該外来機能報告対象病院等の所在地の**都道府県知事に報告しなければならない**。

第30条の18の3 **患者を入院させるための施設を有しない診療所**（以下この条において「**無床診療所**」という。）の**管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため**、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該無床診療所の所在地の**都道府県知事に報告することができる**。



1. 制度の概要について（外来機能報告制度の報告項目一覧）

令和4年7月20日
第10回第8次医療計画等に関する
検討会資料2抜粋

報告項目		病院	有床診療所	対象医療機関になった 無床診療所
(1) 医療資源を重点的に活用する外来の実施状況				
① 医療資源を重点的に活用する外来の実施状況の概況	NDBで把握可能	○	○	○
② 医療資源を重点的に活用する外来の実施状況の詳細	NDBで把握可能	○	○	○
(2) 「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関」となる意向の有無		○	○	○
(3) 地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要なその他の事項				
① その他の外来・在宅医療・地域連携の実施状況	NDBで把握可能	○	○	○
② 救急医療の実施状況	病床機能報告と 共通項目	○*	○*	任意
③ 紹介・逆紹介の状況（紹介率・逆紹介率）		○	任意	任意
④ 外来における人材の 配置状況	・専門看護師 ・認定看護師 ・特定行為研修修了看護師	○	任意	任意
	上記以外	病床機能報告と 共通項目	○*	
⑤ 高額等の医療機器・設備の保有状況	病床機能報告と 共通項目	○*	○*	任意

○：必須項目 * 病床機能報告で報告する場合、省略可

1. 制度の概要について（紹介受診重点医療機関について）

令和4年7月20日
第10回第8次医療計画等に関する検討会
資料2抜粋

○ 外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来の機能に着目して、以下のとおり紹介患者への外来を基本とする医療機関（紹介受診重点医療機関）を明確化する。

- ① 外来機能報告制度を創設し、医療機関が都道府県に対して外来医療の実施状況や紹介受診重点医療機関となる意向の有無等を報告し、
- ② 「地域の協議の場」において、報告を踏まえ、協議を行い、協議が整った医療機関を都道府県が公表する。

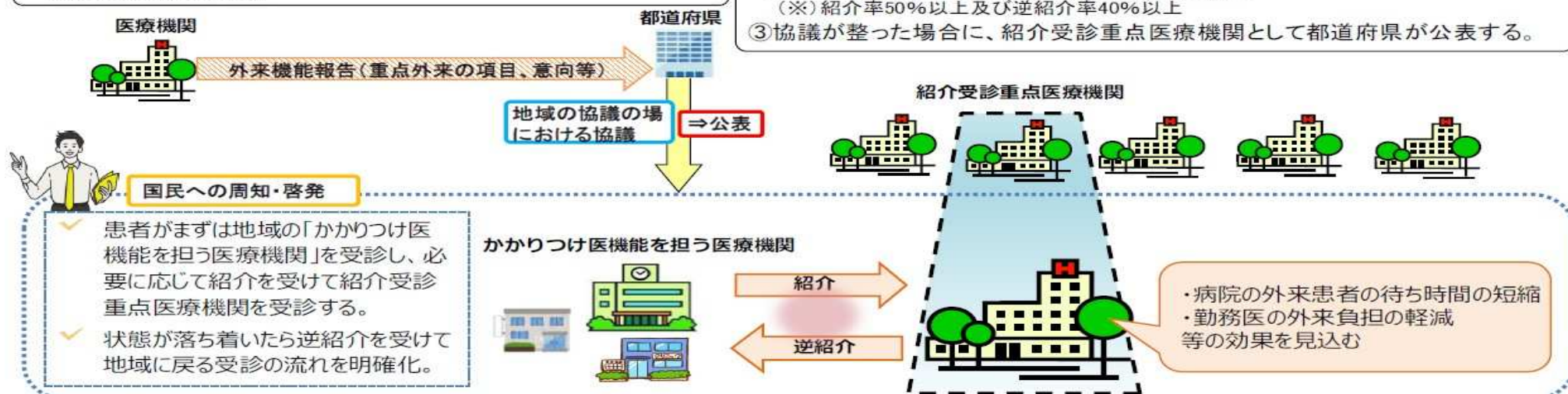
※ 紹介受診重点医療機関（一般病床200床以上の病院に限る。）は、紹介状がない患者等の外来受診時の定額負担の対象となる。

【外来機能報告】

- 「医療資源を重点的に活用する外来（重点外来）」等の実施状況
 - ・ 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来
 - ・ 高額等の医療機器・設備を必要とする外来
 - ・ 特定の領域に特化した機能を有する外来
- 紹介・逆紹介の状況
- 紹介受診重点医療機関となる意向の有無
- その他、地域の協議の場における外来機能の明確化・連携の推進のための必要な事項

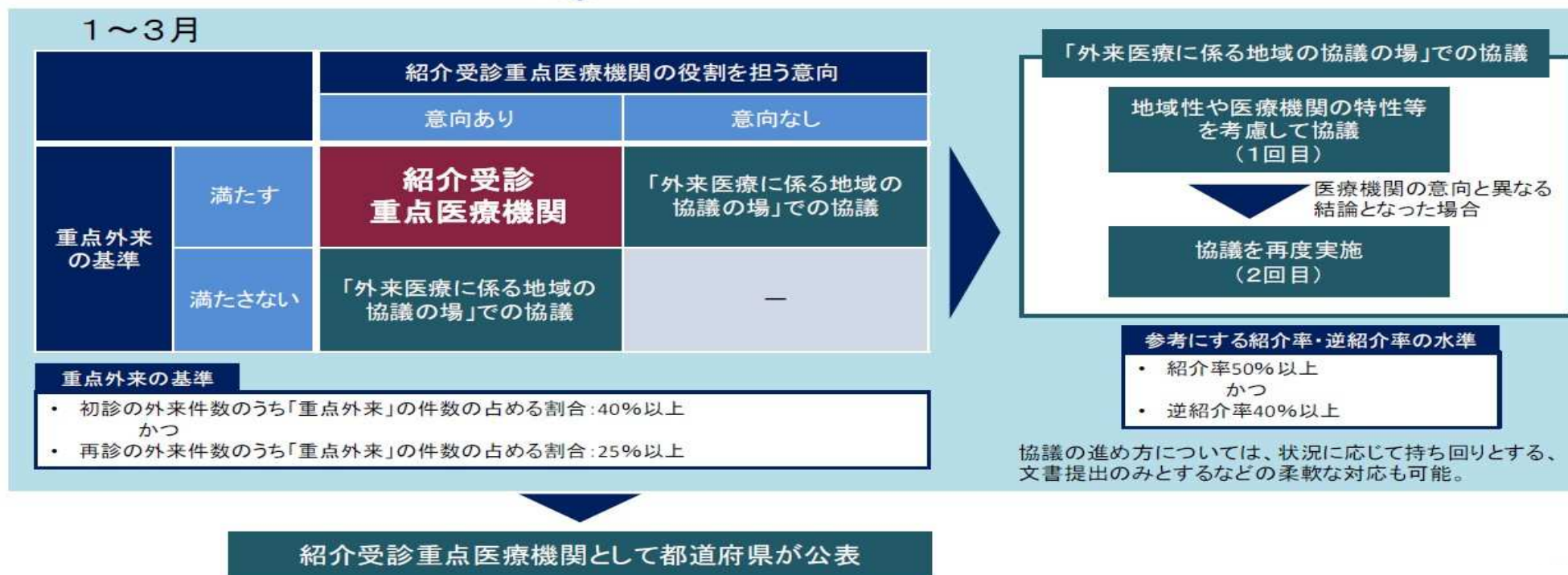
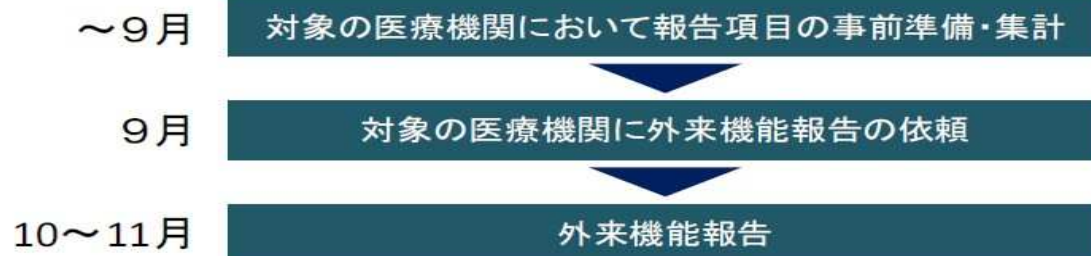
【地域の協議の場】

- ① 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準（※）を満たした医療機関については、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を確認し、紹介率・逆紹介率等も参考にしつつ協議を行う。
（※）初診に占める重点外来の割合40%以上 かつ
再診に占める重点外来の割合25%以上
- ② 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準を満たさない医療機関であって、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を有する医療機関については、紹介率・逆紹介率等（※）を活用して協議を行う。
（※）紹介率50%以上及び逆紹介率40%以上
- ③ 協議が整った場合に、紹介受診重点医療機関として都道府県が公表する。



1. 制度の概要について（紹介受診重点医療機関の取りまとめ（全体像））

令和4年7月20日
第10回第8次医療計画等に関する検討会
資料2抜粋



1. 制度の概要について（診療報酬での紹介受診重点医療機関になるメリット）

令和4年度診療報酬改定 I-4 外来医療の機能分化等-②

紹介受診重点医療機関における入院診療の評価の新設

- 「紹介受診重点医療機関」において、入院機能の強化や勤務医の外来負担の軽減等が推進され、入院医療の質が向上することを踏まえ、当該入院医療について新たな評価を行う。

（新） 紹介受診重点医療機関入院診療加算 800点（入院初日）

[算定要件]

- (1) **外来機能報告対象病院等**（医療法第30条の18の4第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県により公表されたものに限り、**一般病床の数が200未満であるものを除く。**）である保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、紹介受診重点医療機関入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、**入院初日に限り**所定点数に加算する。
- (2) 区分番号A204に掲げる**地域医療支援病院入院診療加算は別に算定できない。**

1. 制度の概要について（診療報酬での紹介受診重点医療機関になるメリット）

（出典：令和4年度診療報酬の概要※厚労省HPより）

令和4年度診療報酬改定 I-4 外来医療の機能分化等-③

初診料及び外来診療料における紹介・逆紹介割合に基づく減算規定の見直し①

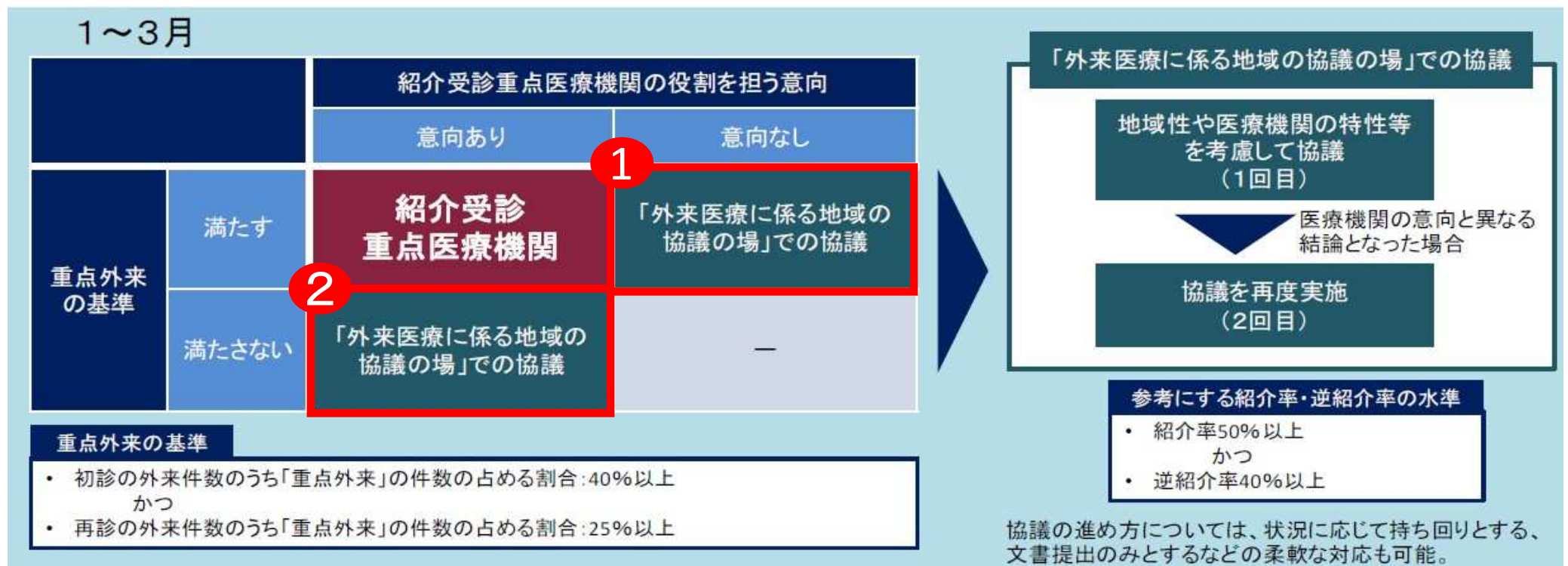
- ▶ 外来機能の明確化及び医療機関間の連携を推進する観点から、紹介患者・逆紹介患者の受診割合が低い特定機能病院等を紹介状なしで受診した患者等に係る初診料・外来診療料について、
 - ・ 対象病院に、一般病床の数が200床以上の紹介受診重点医療機関を追加する。
 - ・ 「紹介率」・「逆紹介率」について、以下のとおり、実態に即した算出方法、項目の定義及び基準を見直す。

【改定後】 初診料の注2、3 214点 外来診療料の注2、3 55点
 （情報通信機器を用いた初診については186点）

	特定機能病院	地域医療支援病院 (一般病床200床未満を除く)	紹介受診重点医療機関 (一般病床200床未満を除く)	許可病床400床以上 (一般病床200床未満を除く)
減算規定の基準		紹介割合50%未満 又は 逆紹介割合30%未満		紹介割合40%未満 又は 逆紹介割合20%未満
紹介割合 (%)	(紹介患者数+救急患者数) / 初診患者数 × 100			
逆紹介割合 (‰)	逆紹介患者数 / (初診+再診患者数) × 1,000			
初診患者の数	医学的に初診といわれる診療行為があった患者の数。以下を除く。 ・ 救急搬送者、休日又は夜間に受診した患者			
再診患者の数	患者の傷病について医学的に初診といわれる診療行為があった患者以外の患者の数。以下を除く。 ・ 救急搬送者、休日又は夜間に受診した患者、B005-11遠隔連携診療料又はB011連携強化診療情報提供料を算定している患者			
紹介患者の数	他の病院又は診療所から紹介状により紹介された者の数（初診に限る）。 ・ 情報通信機器を用いた診療のみを行った場合を除く。			
逆紹介患者の数	紹介状により他の病院又は診療所に紹介した患者の数。 ・ B005-11遠隔連携診療料又はB011連携強化診療情報提供料を算定している患者を含む。 ・ 情報通信機器を用いた診療のみ行い、他院に紹介した患者を除く。			
救急搬送者の数	地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された初診の患者の数。			

2. 協議の進め方について

国ガイドラインでは“医療資源を重点的に活用する外来に関する基準を参考にし、当該医療機関の意向に基づき、地域の協議の場で確認することにより、地域の実情を踏まえる仕組みとする。”とあることから、下記の国資料（再掲）のとおり、**①基準を満たすが意向なし****②基準を満たさないが意向あり**の二つのケースについて、**具体の協議**を行う予定。



2. 協議の進め方について（①基準を満たすが意向なしの場合）

論点

意向なし医療機関に対して、再検討を要請するか否か



議論の方向性(案)

- 地域に他の当該診療科を標榜する保健医療機関がない場合など、“かかりつけ医 → 紹介受診重点医療機関”の流れが当該地域で確保しがたい場合などは、地域医療構想調整会議における協議も踏まえ、必要に応じて、協議の再度実施を検討
- 協議にあたって、地域の現状を整理（論点に記載のような状況が県内にあるか）の上、会議の場で資料提供を予定

2. 協議の進め方について（②基準を満たさないが意向あり）

論点

規定の基準を満たさない医療機関を、指定する必要性があるか



議論の方向性(案)

- 紹介受診重点医療機関の指定見込み状況（基準を満たしかつ意向あり）も踏まえ、指定の必要性を協議（例：指定見込みが不足する等の状況によっては、基準を満たさない医療機関であっても指定の必要性が高いと判断する 等）
- 協議にあたって、紹介率・逆紹介率等の必要なデータを提供予定
- 必要性が低いという結論であれば、令和4年度の指定は見送る

2. 協議の進め方について（本県の考え方）

○ 国ガイドラインでは、“医療機関の意向と地域での結論が最終的に一致したものに限り、紹介受診重点医療機関とし、都道府県において、協議結果を取りまとめて公表すること”とあることから、

- ①基準を満たすが意向なし
- ②基準を満たさないが意向あり

のいずれも場合においても、医療機関の意向を尊重するなどの観点から、2回の協議で結論が整わなかった医療機関については、令和4年度の指定は見送ることとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

10～11月 外来機能報告（医療機関から提出→国による集計）



～12月 国から都道府県へデータ提供



1～3月 地域医療構想調整会議等において協議



3月末 紹介受診重点医療機関※を県が公表

詳細スケジュール

1回目の協議

第3回地域医療構想調整
会議(1～2月頃)

2回目の協議（適宜）

持ち回りの会議を想定
(3月上旬)

※医療機関の意向と地域医療構想調整会議での結論が最終的に一致したものに限り

説明は以上です。